

2024年11月 月例実践講座

# 民事信託のキホンを確認する

【信託開始前編】

2024年11月26日

# 本日の内容

1. 信託が必要なとき 信託を検討するはじめの一歩
2. 信託スキームと信託契約
3. 信託の税務に関する確認
4. 信託開始前の調整事項

- 説明
- 信託法・税務
- スケジュール管理
- 報酬

に関するキホンも確認しながら  
すすめていきます

# 民事信託を始めるまでのSTEP

① お客様のお考えと  
ご家族や資産状況を把握

② 見積提示し業務を受任

③ 信託の検討

④ 信託契約の作成

⑤ 信託契約と資産の移転

⑥ 民事信託の開始

トラコム掲載資料  
信託組成関連資料 ⇒ お客様への説明資料・動画説明  
『民事信託を始めるまで』

# 信託を検討するはじめての一步 ①

お客さまのお考えとご家族や資産状況を把握

## お客さまの現状、そして、お客さまが実現したいことを把握する

お客様のご希望や状況をお聴きします

①ご家族構成（ご年齢、お子様の数、お孫様の数など）

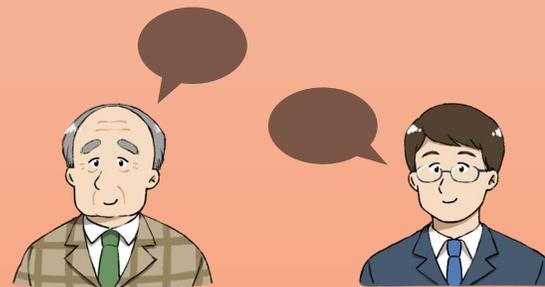
②お客様が所有する資産（全体）の概略

③信託を検討する理由

⇒信託したいとお考えの資産の内容

⇒ご家族への資産承継のお考え

⇒実現したいご希望



信託で実現したいこと  
**【信託目的】**は何か？  
を把握する

トラコム掲載資料  
『民事信託を始めるまで』より

## 信託を検討するはじめての一步 ②

例： **自社株【信託財産】を後継者の長男に承継する**信託を検討したい

### 家族

配偶者（妻）

長男 【後継者】

長女

次男

### 依頼者が所有する財産

預金

不動産

自社株

会社への貸付金

生命保険

# 実現したいこと【信託目的】 自社株を後継者に承継したい

自分の財産の  
管理・処分を任せる人

委託者



信託契約



財産の  
管理と処分を任された人

受託者



信託財産

管理・処分することで  
利益も生まれる

信託財産の  
利益などを得る人

受益者



信託する財産を移転して  
その財産の管理・処分を任せる



残余の信託財産  
の帰属者



信託が終わった後  
残った財産が帰属する人

様が所有する資産の一覧表								
					資産合計額 (円)	196,800,000		
資産区分	番号	信託するor 信託しない	所在地番	不動産の種類	現況地目・建築年・構造・種類	固定資産税評価額	抵当権	特記
不動産	1	信託しない	** 県 ** 市 ** * * * * ○丁目○番地○	土地	宅地	25,000,000	無	自宅
	2	信託する	** 県 ** 市 ** * * * * ○丁目○番地○	土地	宅地	60,000,000	有	
	3	信託する	** 県 ** 市 ** * * * * ○丁目○番地○	土地	宅地	40,000,000	有	
	4	信託しない	** 県 ** 市 ** * * * * ○丁目○番地○	建物	○年、木造瓦葺2階建	5,000,000	無	自宅
	5	信託する	** 県 ** 市 ** * * * * ○丁目○番地○	建物	○年、軽量鉄骨造陸屋根2階建て・共同住宅	25,000,000	有	
	6	信託する	** 県 ** 市 ** * * * * ○丁目○番地○	建物	○年、軽量鉄骨造陸屋根2階建て・共同住宅	25,000,000	有	
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
					<b>不動産合計</b>	180,000,000 円		
資産区分	番号	信託するor 信託しない	金融機関名・支店		預金種類	金額		
預金	1	信託する	○○銀行□□支店		定期預金	10,000,000		
	2	信託しない	○○銀行□□支店		普通預金	5,000,000		
	3							
	4							
	5							
					<b>預金合計</b>	15,000,000		
資産区分	番号	信託するor 信託しない	会社名		評価額算定の根拠	金額		
自社株	1							
	2							
	3							
					<b>自社株合計</b>	0		
資産区分	番号	信託するor 信託しない	有価証券の内容	区分	証券会社名・支店	金額		
有価証券	1	未定	株式会社 * * * * *	上場株式	○○証券□□支店	1,000,000		
	2	未定	* * * * * 株式会社	上場株式	○○証券□□支店	800,000		
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
					<b>有価証券合計</b>	1,800,000		

# 信託で自社株を長男に承継したらどうなる？

担当者名	お客様名	相続人						相続人数
		A	B	C	D	E	F	
	A様	配偶者	長男	長女	次男			4 人

(単位：万円)

資産		相続人						負債	
		配偶者	長男	長女	次男				
現金・預貯金	3,000							借入金	2,000
有価証券	3,000								
生命保険	2,000								
自社株	20,000								
不動産	5,000								
その他	3,000								
資産合計	36,000							純資産	34,000

担当者名	お客様名	相続人						相続人数
		A	B	C	D	E	F	
	A様	配偶者	長男	長女	次男			4人

(単位：万円)

資産	相続人						負債	
	配偶者	長男	長女	次男				
現金・預貯金	3,000						借入金	2,000
有価証券	3,000		1,500	1,500				
生命保険	2,000	500	500	500	500			
自社株	20,000		20,000					
不動産	5,000	3,000	1,000	1,000				
その他	3,000		3,000					
資産合計	36,000	6,500	23,500	3,000	3,000		純資産	34,000



金額を入力後、【実行】ボタンを押してください

実行

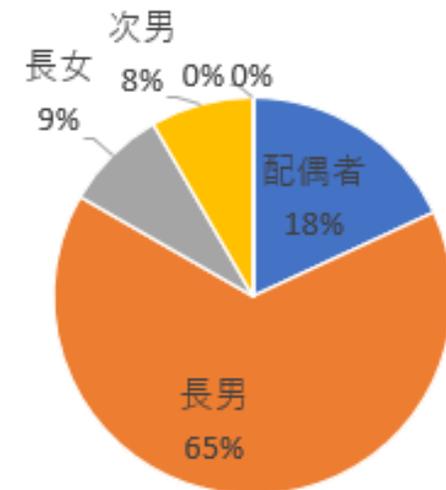
リセット

相続税納税資金の準備、相続時の遺産分割について、対策のご検討をお勧めします。

後継者に自社株をまとのて承継すると、後継者の相続税の納税資金が不足する可能性があります。また、後継者以外の相続人への遺産分割についても課題があると思われます。これを機会に具体的に対策のご検討を始めることをお勧めします。また、遺言の作成がまだの方は、遺言を作成することをお勧めします。すでに遺言を作成されている方も、この機会に遺言の内容をご確認いただくことをお勧めします。

## 遺留分

配偶者 25%、長女・次男 8.3%



# 実務家として、信託を検討する際の考え方のキホン

委託者が実現したいことは、

『後継者の長男に、速やかに自社株を承継したい』

しかし、自社株を全て長男に承継する信託をつくると、他の相続人の遺留分を侵害するような可能性がある

**実務家としての考え方のキホン**      **信託だけでは実現できないことも理解しておく**

委託者が実現したいことを実現する。  
そして、遺留分を侵害しない仕組みを合わせて検討する

**では、  
この場合、どうする？**

# 信託を検討する際のキホン

1. **どの財産？** **信託財産**（財産は受託者に帰属することに）
2. **信託する財産について達成したい目的があること** **信託目的**
3. **特定の者が、目的達成のために信託財産を管理・処分および必要な行為をすること**  
**受託者が、目的達成のために、信託財産を管理・処分および必要な行為をする**

# 信託法を確認する ①

## (定義) 第二条

この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、**特定の者が一定の目的**（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）**に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきもの**とすることをいう。

## 信託法を確認する ②

### 信託財産

**受託者に属する財産。**

信託により管理又は処分すべき一切の財産（信託法 2条3項）

信託行為において**信託財産に属すべきものと定められた財産**のほか、**管理処分等により受託者が得た財産**（信託法 16条）

受託者は、信託財産に属する財産と受託者の**固有財産とを区別して管理する義務**がある（信託法 34条）

## 受託者

**信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者**（信託法 2条5項）

受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の**信託の目的達成のために必要な行為をする権限を有する**（信託法 26条）

ただし、信託行為により権限に制限を加えることができる

# 信託法を確認する ④

## 受益者、受益権

### (定義) 第二条

\*\*\*\*\* (略)

6 この法律において「**受益者**」とは、**受益権を有する者**をいう。

7 この法律において「**受益権**」とは、**信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権**（以下「**受益債権**」という。）**及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利**をいう。

**ポイント**

受託者が受益者に負う債務

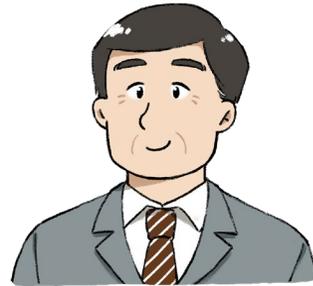
# 受益者は受益権を有する者

信託契約に規定された受益権を有する者

委託者



受託者



受益者



債権が守られているか  
受託者を監督する権利  
【受益権】

債権に基づく請求  
権利

義務

引き渡し・給付



信託財産



債権（受益債権）

- 財産の引き渡し
- 財産に係る給付

受託者は、  
受益者のために信託財産を管理している、とみえる

## 信託法を確認する ⑤

信託が終了したときの残余の信託財産の帰属

### 残余財産受益者

信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者となるべき者として指定された者。（信託法 182条1項）

残余財産受益者は、受益者となったときから受益権を有する。

### 帰属権利者

信託終了後、清算受託者による清算が終了した後の残余の信託財産を給付される者（信託法 183条）

契約によって行った信託は、  
信託契約に従って信託事務が行われる

## 信託契約

- ・信託の目的
- ・受託者は誰か
- ・信託財産の管理方法
- ・受託者が行わなければならないこと
- ・受益者は誰か
- ・受益権の内容は
- ・信託の終了事由は
- ・終了したときに  
信託財産を誰にわたすか

## 信託目的の実現にむけて

- ・信託財産の管理・処分しかた  
してよいこと、してはいけないこと
- ・誰が  
受託者、受益者、帰属権利者
- ・いつまで  
終了する事由

**特に、終了時の  
残余の信託財産の帰属  
には気を付ける**



所有する財産は、  
所有者が管理・処分

財産の所有者が亡くなる

相続人



遺産

遺産は相続人の財産

① 遺言があるとき  
⇒ 遺言に従って遺産を分割

② 遺言がないとき  
⇒ 相続人が協議して遺産を分割

# 信託している財産と信託していない財産の大きな違い

委託者



受託者



信託



信託財産

信託財産は、  
受託者が管理・処分

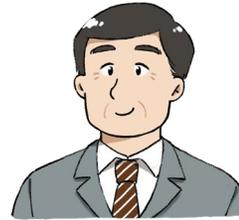
財産は、  
所有者が管理・処分



信託していない財産

委託者が亡くなる

受託者



信託財産

信託契約にはどのように？

信託財産は、  
受託者に移転した財産 ⇒ 遺産分割しない

相続人



遺産



遺産は相続人の財産 ⇒ 遺産分割



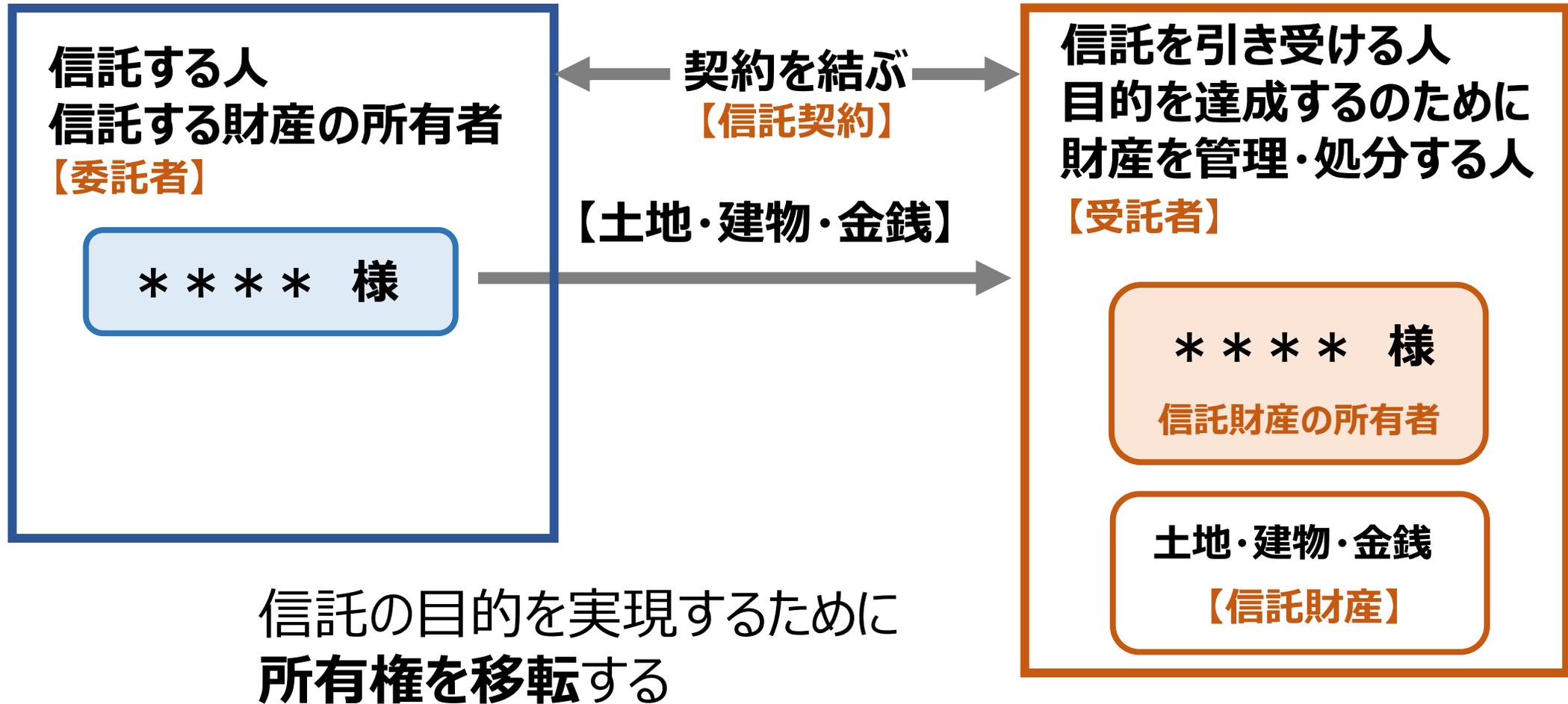
信託のキホンを理解して、お客さまにどう伝える？

信託は、

信託する財産の「**管理・処分**」と「**承継**」の仕組み

信託する財産を所有している人は、  
その財産の管理・処分と承継を任せることができるとても便利な制度

# 【お客さま説明資料の例】 信託する人、信託を引き受ける人



**信託を引き受ける人**  
目的を達成するために  
財産を管理・処分する人  
**【受託者】**

**\*\*\*\*\* 様**  
信託財産の所有者

**土地・建物・金銭**  
**【信託財産】**

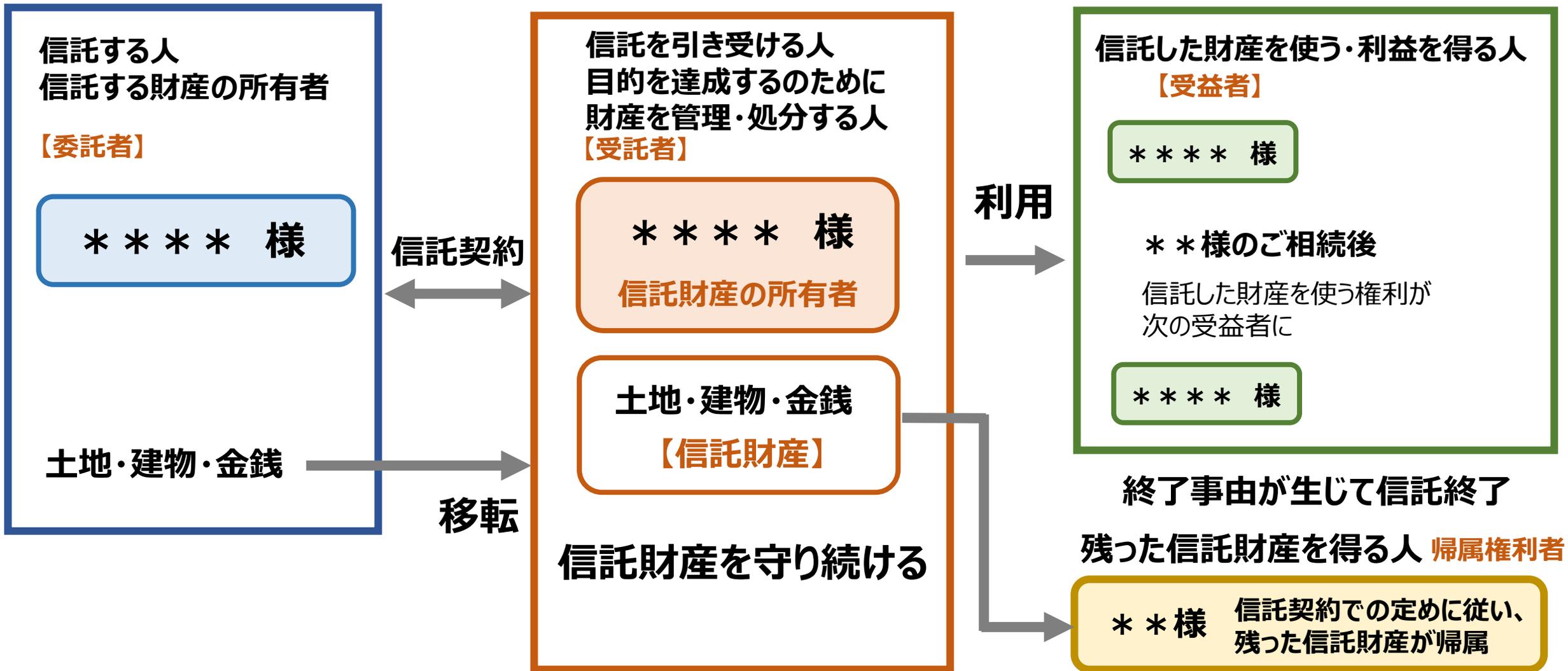
→  
利用しやすいように

**信託した財産を使う・  
利益を得る人**  
**【受益者】**

**\*\*\*\*\* 様**

信託した財産の管理を任せて  
**信託した財産を使う・利益を得る**  
**【信託財産から得られる利益も信託財産】**

# 【お客さま説明資料の例】 ＊ ＊ 様の家族信託の全体像



# 信託の税務【キホン】について

# 家族信託の課税の基本

家族信託は、**受益者に課税**します



受益者は、  
信託財産に属する資産・負債  
を有すると**みなします**

# 所得税法を確認する

(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)

**第十三条** 信託の**受益者**（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該**信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし**、かつ、当該**信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして**、この法律の規定を適用する。ただし、**集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。**

以下、略\*\*\*\*\*

**受益者が、信託財産を有するとみなされて課税**

所得税法13条、法人税法12条

## 相続税法 第9条の2

1項 信託を開始したとき

2項 信託の期間中。新たな受益者が生じたとき

3項 信託の期間中。一部の受益者が存在しなくなり、新たな受益者が生じたとき

4項 信託終了時

5項 特定委託者 【これは意識しなくてよい】

6項 みなし規定

信託の権利を取得したものは、信託財産の資産・負債を取得し承継したものとみなす

# 相続税法を確認する ①

(贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利)

**第九条の二 信託** (退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。) **の効力が生じた場合**において、**適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等** (受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。) **となる者があるときは**、当該**信託の効力が生じた時**において、当該**信託の受益者等となる者は**、当該**信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与** (当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈) **により取得したものとみなす。**

**2** 受益者等の存する信託について、**適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合** (第四項の規定の適用がある場合を除く。) には、**当該受益者等が存するに至った時**において、当該**信託の受益者等となる者は**、当該**信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与** (当該受益者等であつた者の死亡に基因して受益者等が存するに至った場合には、遺贈) **により取得したものとみなす。**

## 相続税法を確認する ②

### 第九条の二 つづき

3 受益者等の存する信託について、当該**信託の一部の受益者等が存しなくなった場合**において、**適正な対価を負担せずに既に当該信託の受益者等である者が当該信託に関する権利について新たに利益を受けることとなる**ときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなった時において、**当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であつた者から贈与**（当該受益者等であつた者の死亡に基因して当該利益を受けた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

4 受益者等の存する**信託が終了した場合**において、**適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者がある**ときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時において、**当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた者は**、当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）を**当該信託の受益者等から贈与**（当該受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

# 相続税法を確認する ③

## 第九条の二 つづき

### 5項 省略

**6 第一項から第三項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（第四十一条第二項を除く。）の規定を適用する。ただし、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号（定義）に規定する集団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法人課税信託又は同法第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託の信託財産に属する資産及び負債については、この限りでない。**

**4項の規定については、  
信託財産に属する資産及び負債を取得または承継したものとみなされない**

# 家族信託を始めたときの課税



## 委託者と受益者が同じ信託

信託開始時に  
誰も課税されません



委託者と受益者が同じ場合

受益者は課税されません

信託財産が、委託者より受託者に移転しますが、  
受託者は課税されません

# 家族信託を始めたときの課税【贈与税】



**委託者と受益者が異なる**信託

信託開始時に  
**受益者が課税されます**



委託者と受益者が**異なる**場合  
**受益者は贈与税が課税されます**

信託財産が、委託者より受託者に移転しますが、  
**受託者は課税されません**

# 家族信託の期間中の課税【所得税】



管理・処分



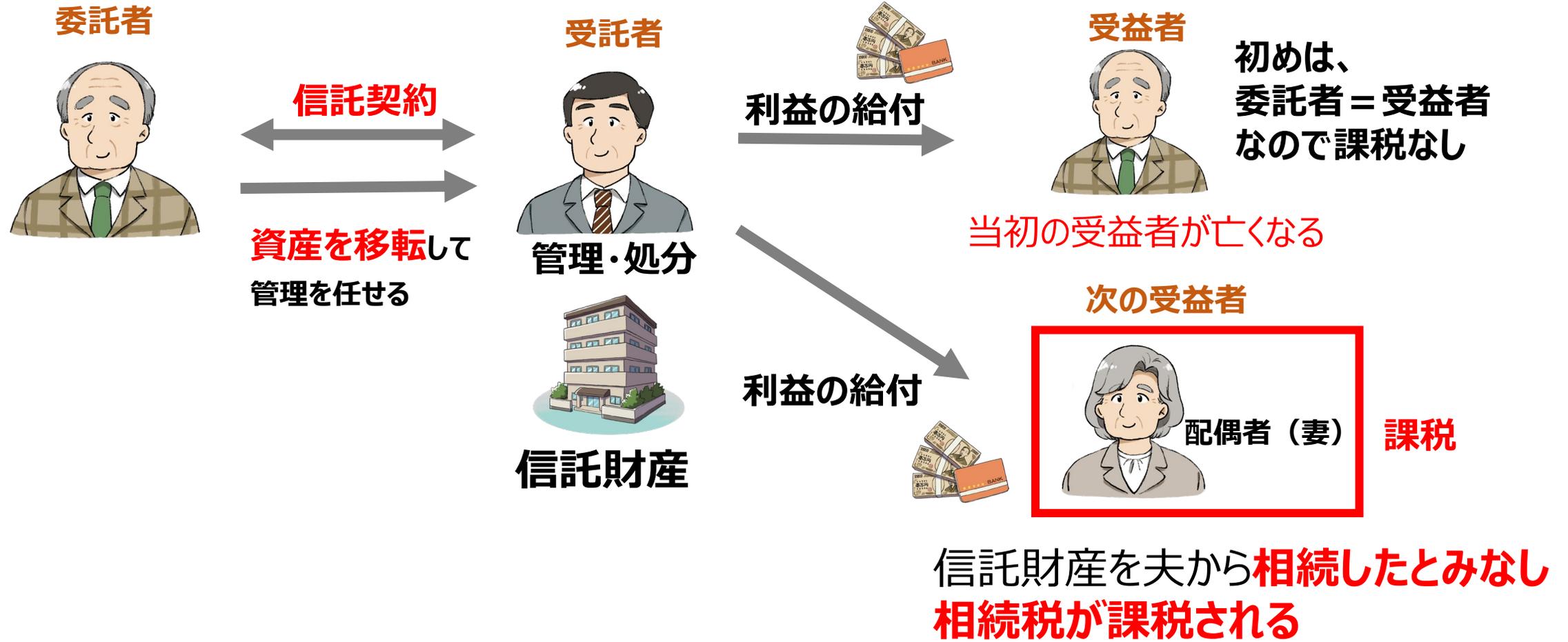
信託財産

信託財産は受託者の名義ですが、  
**受託者は課税されません**

受益者は、  
信託財産を有するとみなし、  
**信託財産の所得区分**で、  
**所得税が課税されます**

**信託財産に関する費用**は、  
信託財産の収入から  
**差し引くことができます**

# 受益者等課税信託の課税【相続税】



# 家族信託の終了時の課税



信託が終了し、信託の終了時の受益者に残余の信託財産が帰属する場合、課税されません

## □ 『被相続人の居住用財産（空き家）を売ったときの特例』が使えない

相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋または被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から令和9年12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができる特例

**東京国税局文書回答事例（令和4年12月20日）**には、「本件特例は、措置法39条に規定する特例のように、相続税法の規定により**遺贈等による財産の取得とみなされる場合を対象に含む旨は規定していません**」と明記されている

## □ 信託している不動産と信託していない不動産について所得税上の損益通算ができない

A賃貸不動産：信託財産、 B賃貸不動産：信託していない財産  
A賃貸不動産赤字、B賃貸不動産黒字の場合の損益通算は不可

## □ 信託契約の内容によっては、相続時の債務控除ができない

当初受益者死亡により信託契約が終了する場合の債務控除はできない（相続税法9条の2）

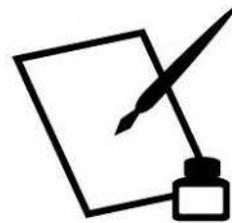
# 信託開始前の調整事項

## STEP④

検討した信託について法律の専門家が  
信託契約書を作成



契約内容を金融機関と調整  
(信託口座開設・信託財産に抵当権が設定されている場合)



公証役場



信託契約書を  
公正証書にする

トラコム掲載資料  
『民事信託を始めるまで』より

## □ 借入残がある賃貸不動産を信託する場合

金融機関の事前承諾を得ないと、残債を一括で返済しなければならなくなってしまう

## □ 信託した財産から得られる収入を管理する専用口座を開設する

すべての金融機関が、家族信託に対応していない  
(現時点では、対応していない金融機関の方が多い)

# 【参考】金融機関の金銭消費貸借契約書（抜粋）

## 第7条（担保）

1. 担保価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定しもしくは譲渡する時は、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。
3. 担保は、必ずしも法定の手續によらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。
4. 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

## 第8条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
  - ① 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日まで元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
  - ② 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
2. 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
  - ① 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
  - ② 借主が第7条第1項もしくは第2項または第13条の規定に違反したとき。
  - ③ 借主が支払を停止したとき。
  - ④ 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ⑤ 保証人が前項第2号または本項前各号のいずれかに該当したとき。
  - ⑥ 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
  - ⑦ 前各号のほか借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

# 信託にかかる費用

費用の内訳	支払先	報酬算出の根拠
信託コンサルティング報酬	信託のコンサルティングを行う者 信託契約案を作成する者	相談する先により報酬体系が相違 信託する資産額に一定率を掛ける場合が多い
信託契約案作成報酬	法律専門家 (弁護士・司法書士・行政書士)	相談する先により報酬体系が相違 信託する資産額に一定率を掛ける場合が多い
公正証書作成費用	公証人	公証人手数料の規定がある <a href="https://www.koshonin.gr.jp/business/b10">https://www.koshonin.gr.jp/business/b10</a> 例：信託財産額が1億円→43,000円 (証書枚数加算あり 4枚を超えると1枚250円)
信託する資産の移転費用	金融機関	金融機関により異なる (無料～10万円)
金銭を管理する預金口座開設 不動産を受託者へ所有権移転	司法書士	司法書士により異なる
登録免許税 (不動産の場合)	税金	固定資産税評価額×0.4% (令和8年3月31日まで土地は0.3%軽減税率)

## 次回講座の予定日

12月12日（木） 18時～19時

Zoomを利用したオンライン講座

【困った・揉める・争いがおきる】  
民事信託にならないよう備えておくべきこと

## ご留意事項

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和6年11月26日